

令和 7 年第 1 回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日） 午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 6 年度大洗町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第 2 号 令和 6 年度大洗町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 7 年度大洗町一般会計予算
- 議案第 4 号 令和 7 年度大洗町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 7 年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 7 年度大洗町介護保険特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 7 年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 7 年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 7 年度大洗町水道事業会計予算
- 議案第 11 号 令和 7 年度大洗町下水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第 12 号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 議案第 13 号 大洗町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- 議案第 14 号 大洗町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 大好きです大洗基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 大洗町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第 22 号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 大洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 大洗町営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 大洗町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 大洗町立幼稚園設置条例を廃止する条例
- 議案第 29 号 大洗町教育支援委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
- 日程第 7 議案第 32 号 令和 6 年度大洗町一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 33 号 令和 6 年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 34 号 令和 6 年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 35 号 令和 6 年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 36 号 令和 6 年度大洗町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 37 号 令和 6 年度大洗町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 38 号 6 国補公園第 0-1-1 号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第 39 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 10 同意第 1 号 大洗町副町長の選任について
- 同意第 2 号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 3 号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 4 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 5 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 6 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 7 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 8 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 9 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 10 号 大洗町農業委員会委員の任命について

- 同意第 1 1 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 1 諮問第 1 号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 1 3 発議第 1 号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則
- 発議第 2 号 大洗町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 4 報告第 1 号 令和7年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について
- 日程第 1 5 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	飯田英樹	議員	２番	石山淳	議員
３番	関根健輔	議員	４番	小野瀬とき子	議員
５番	櫻井重明	議員	６番	伊藤豊	議員
７番	柴田佑美子	議員	８番	小沼正男	議員
９番	今村和章	議員	１０番	勝村勝一	議員
１１番	坂本純治	議員	１２番	菊地昇悦	議員

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	小沼正人
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚学
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、インターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

また、定例会の様子を、より多くの方に知っていただく新たな取り組みとして、今定例会より周知動画を作成いたしました。4日・5日に予定している一般質問につきましては、質問者がそれぞれの意気込みを語っておりますので、是非ご覧いただきたいと思います。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和7年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 石山 淳議員、12番 菊地昇悦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

◎議案第1号および議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第3、議案第1号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第2号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第1号、議案第2号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに議案第1号をご覧ください。

令和6年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1月14日付けにて専決処分いたしました令和6年度大洗町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,140万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億9,676万7,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の地域づくり総務費につきましては、ふるさと納税事業における寄附申し込みの際の利便性向上に向けた取り組みや、返礼品の充実・強化等の取り組みを進めた結果、当初見込んでいた金額を大きく上回る寄附をいただいたため、寄附者への返礼品や基金への積立金など合わせて6億400万円を追加計上するものでございます。

3款民生費の社会福祉総務費につきましては、国がエネルギーや食料品などの物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対して、物価高騰対策給付金として1世帯当たり3万円を給付、更に住民税非課税世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対しては、1児童当たり2万円を加算して給付する費用として、扶助費など6,740万円を追加計上するものでございます。

4ページ上段をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金6,740万円、寄附金6億400万円を追加補正するものであります。

続きまして、議案第2号をご覧ください。

令和6年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1月29日付けにて専決処分いたしました令和6年度大洗町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,050万円を追加し、補正後の歳入歳出予算

の総額をそれぞれ114億4,726万7,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。

本補正予算は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じてきめ細かに必要な支援を行えるよう、国が交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業に要する経費を計上するものであります。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

7款商工費の商工振興費につきまして、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の生活支援に主眼を置き、消費の活性化による地域事業者の支援にもつなげるため、「大洗町くらし応援商品券」を発行する費用として役務費、委託料、補助金、合わせまして5,050万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、上段のとおり、国庫支出金4,111万円、繰入金939万円を追加補正するものでございます。

以上、議案第1号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第7号）および議案第2号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第1号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 今の補正、一つ目と二つ目、7号と8号か、これで――

○飯田議長 まず7号で。

○12番 菊地昇悦議員 7号、はい、7号、はい。8号にも通じるんですが、この低所得者世帯支援枠ということで、いろいろとメニュー提案されていますけども、これ、12月下旬に国がこういうことを、使えるようにということで通知されました。で、これが国に対してその町の、市町村の実施計画は、1月24日、これを期限にして国に申請しなさいという提出期限ですね、実施計画の提出期限、こういうことがあるんですけども、それを考えると、わずか1カ月ちょっとの間にこのメニューを作れないということもありますよね。様々な物価高騰の対策を考えていく上では。そういうことを考えた時、町のほうでは具体的に提案されたのと、あるいは考えたこと、その他にこういうことも対策として重要じゃないかというようなことを考えたことがあったらお答えいただきたいと思います。

で、この交付額は、全体的には幾らだったのかということもお願いします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 全体的な交付金のお話になりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今回のメニューでございますけれども、どのような検討をされたのかというところでございますが、これは8号の補正にもつながるところはありますけれども、これまでですと水道料金の

減免であったりとか、それから、お子さんの給食費の支援というところを行ってきましたけれども、今回はそのふるさと納税のほうがいぶ寄附をいただくこともありましたので、その子どもたちへの給食への支援というのは、ふるさと納税を充当して対応しようというところでございました。また、水道料金の減免と併せて今回の、これ8号のほうになるんですけれども、商品券の実施というところで議論をさせていただきましたけれども、やはりこれは、そのエネルギーの高騰するなかで、一番その地域に効果的に支援ができるというところで担当のほうで考えをして、まとめて、今回提案をさせていただいたところでございます。

金額のほうですけれども、その推奨メニューにつきましては、4,110万円でございまして、もう一つのほうの——物価高騰の低所得者支援分につきましては6,740万円という形になってございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 国からの交付金を全て今回の予算化されたということによろしいんですか。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 菊地議員のおっしゃるとおりでございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この物価高騰等、あるいはエネルギー問題で様々あると思うんですよね。わずかな1カ月ちょっとの間でメニューを決めて国へ報告しなきゃいけないということを考えた時に、それを越えても、どうしてもその期間だけでは決められないということも有り得ると思うんです。ですから、エネルギー問題でいえば、例えば家電品の省エネ家電を購入するというようなことも、そのメニューには載ってるんですよね。そういうことも考えられなかったのかなというふうに思うんですよね。家電も現実的には町内から買うというようなことも有り得ると思うんですよ。そういう、他に何か考えたことがなかったのかということをもう一度伺います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、今回のその推奨メニューには、生活者支援と事業者向けの支援ということで、大きく二つございます。この1カ月の間でというお話でございますけれども、正に今この厳しい状況が続いているなかで、いち早く住民の方々への支援ができることを考えていろいろ検討はさせていただきましたけれども、今回はプレミアム商品券という形で執行部で決めさせていただきました。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第2号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり決しました。

◎施政方針および議案第3号ないし議案第11号の上程、説明

○飯田議長 日程第4、令和7年度施政方針及び日程第5 議案第3号から議案第11号まで、令和7年度大洗町一般会計予算及び特別会計予算8件を一括して議題といたします。

これより令和7年度施政方針に関する説明および一般会計予算、特別会計予算について提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参会を賜り、令和7年度当初予算案をはじめ町政の重要課題につきまして、ご審議いただけますこと、この場をお借りし、深く感謝、御礼申し上げる次第であります。

本定例会においてご審議いただく諸議案の説明に先立ち、令和7年度の町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

初めに、大洗新時代の第一歩である「第6次大洗町総合計画」は、私の政治理念である「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」を将来都市像に掲げ、個々の施策に具体的な数値目標を設定することで、進捗状況の見える化を図ってまいりました。

その結果、「達成」「着実な進展」で90%を超える成果を実現することができました。

一方、将来人口確保に向けた施策は、一朝一夕で結果が出るものではなく、長期的に取り組まなければならない課題であります。

2期目を迎え、無限の可能性を秘めた、ふるさと大洗を更に輝かせるため、高邁な理想と揺るぎない信念、責任感を持って、住民の皆様をはじめ大洗町に関わる全ての方々と一緒に果敢にチャレンジしてまいりたいと思います。

令和7年度予算案でございますが、持続可能で強靱な生活インフラ整備を最優先に、事前防災をはじめとする万全の災害対策、健康で安心して暮らせるまちづくりの推進、英語教育の充実による

グローバル人材の育成、そして訪れるたびに感動を感じるハイグレードで満足度の高い「観光立町」の実現といった安心・安全、教育、観光を中心に、真に必要な事業については、厳しい財政状況にあっても、限られた財源を効率的に配分した予算として編成させていただいております。

自ら先頭に立ち、大洗に生まれ、育ち、学び、働き、そして、住んで心から良かったと思える暮らし満足度ナンバーワンのまちの実現に向け、町政運営に全身全霊を注いでまいりたいと思います。

令和7年度の主な施策について、「第6次大洗町総合計画」の5つの政策の柱に沿ってご説明申し上げます。

まず初めに、住民の命と生活を守るまちづくりについてであります。

全国に先駆けて導入した火災監視等A Iカメラの本格運用と併せ、新消防庁舎建設事業、消防水利の確保、必要な資機材等の更新を進め、消防力の充実を図ってまいります。

堀割・五反田周辺地区防災集団移転促進事業や、急傾斜地の崩落対策等、安全に暮らせる都市基盤の整備を進めます。

「原子力災害に備えた大洗町広域避難計画」に基づく防災訓練とあわせ、原子力災害に対する正しい知識の周知を図ってまいります。

最重要課題である水道管の更新につきましては、事業計画を策定するとともに、国の交付金を積極的に活用し、スピード感を持って対応させていただきたいと思います。

併せて、茨城県が進める広域連携に参画し、水道事業の経営基盤強化を図ってまいります。

下水道事業は、埼玉県八潮市の事故を受けて独自に主要な管渠の緊急点検を行いました。異常は見つかりませんでした。引き続き、計画的な施設の整備や維持管理を行い、経営基盤の強化に努め、安定した事業経営を図ってまいります。

防犯対策として、家庭用防犯カメラの設置に対する支援など、町全体で犯罪の未然防止に努めてまいります。

誰もが健康に生活できるよう、各年代に応じた検診の受診勧奨や生活改善を促すとともに、高齢者の健康づくりと介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

国民健康保険は、不足する財源を確保するため、税率を改正し、安定した運営に努めてまいります。

救急救命士の養成や連携中枢都市圏による医療体制の確保など、医療・救急体制の充実強化を図ります。

高齢者や障害者など、個々の状況に応じた自立支援や経済的負担の軽減に、関係機関と連携し取り組むとともに、認知症サポーターによる見守り強化など、安心して暮らせるまちづくりを推進いたします。

施策の2つ目、一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくりについてであります。

循環型のまちづくりに寄与し、環境負荷の低減が可能となる新ごみ処理施設の整備をはじめ、地球温暖化対策の推進に取り組みます。

暮らしやすいまちづくりを推進するため、総合計画との整合を図り、将来の都市計画づくりの目

標や土地利用方針を総合的に定める都市計画マスタープランを改訂します。

町道の改良・修繕、通学路の危険解消に取り組むとともに、町営住宅の改修、住宅リフォームも継続して支援してまいります。

高齢者等の外出機会を創出する交通サービスを提供します。

二地域居住体験事業や様々な媒体を通じた情報発信等を行い、移住・定住と関係人口の創出を図ります。

国内友好都市との交流とあわせ、海外友好都市との文化交流による相互理解の促進に努めてまいります。

平和大使派遣事業を通じて、平和意識の普及啓発を図ります。

日本原子力研究開発機構のプロジェクトから生成される二次資源の利活用の可能性について、関係機関と連携を図り、検討を進めてまいります。

職員一人ひとりが、広報パーソンとして情報発信に関わり、「伝える」から「伝わる」広報力の強化に取り組んでまいります。

3つ目の柱、観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくりについてであります。

昨年も様々な誘客促進に積極的に取り組んだ結果、大洗海上花火大会をはじめ、ナイトパーク大洗、商工感謝祭&あんこう祭など、人流の大きなうねりを肌で感じました。特に、大洗海上花火大会は、客船につぼん丸のクルーズも定着するなど、誰もが楽しめる町のシンボルイベントとして今後も育ててまいりたいと思います。

国内外のクルーズ客船の寄港に合わせ、関係機関と連携し、乗船客の記憶に残る寄港地づくりを推進します。

多様化する観光ニーズに対応するため、大洗観光おもてなし推進協議会の取り組みへの支援、「ひたちなか大洗リゾート構想」の推進による地域ブランド力向上に努めてまいります。

サンビーチ駐車場整備を進め、利便性向上を図ります。

大洗駅前広場の交流機能の強化、既存公共交通の利便性の向上に努めます。

農業の振興では、向谷原地区の土地改良事業を推進するとともに、夏海地区における畑作農地の基盤整備に向けた営農意向調査等に取り組んでまいります。加えて、認定農業者や新規就農者の育成・確保に努め、持続可能な農業経営への支援に取り組んでまいります。

水産業の振興では、第3期浜プランに基づき、漁業者の所得向上への支援や稚魚・稚貝の放流等による資源管理の促進とあわせ、漁船設備補助事業等への支援により漁業経営の安定化を図ります。

商工会との連携強化並びに各商店街の活動を支援し、まちの活力維持、更なる商工業の振興に取り組んでまいります。

創業間もない方々を対象に、広報や販路拡大のための活動経費を支援し、事業者の育成と経営の安定化促進に取り組めます。

地域再生、観光振興、産業振興を達成するためには、能動的に活動することが極めて重要です。地域内外に「ふるさと大洗」の魅力を伝えるシティプロモーションに引き続き取り組んでまいります。

す。

4つ目の柱、大洗の未来を担う人財を育てるまちづくりについてであります。

不妊治療支援をはじめ、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、それぞれの状況に応じた、きめ細かい支援を行い、安心して子どもを産み育て、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

物価高騰の影響による給食食材費への支援を行い、給食の質と量をしっかりと維持してまいります。

子どもたちが安心・安全に学習できるよう、校舎屋上防水対策等、教育施設改修に取り組んでまいります。

本町の強みである隣接・併設型の教育環境を生かし、9年間を見通した小中連携教育を推進いたします。

ことばの専門家である言語聴覚士による巡回相談事業を通じて、きめ細かな支援に取り組めます。

グローバル化が進むなか、幼児期から英語に触れる環境を創設し、特色ある英語教育の更なる取り組みを進めてまいります。

昨年7月にフィリピン共和国ラプラプ市の視察団を大洗小学校でお迎えした際、児童による英語で行う町の紹介や、外国客船入港時のおもてなしの様子を見ると、我が町の特色ある英語教育が着実に実を結んでいることを実感いたしました。

引き続き「大洗で学べば英会話ができる」を目指し、英語教育の一層の充実を図ってまいります。

英語教育の実践風景や地域資源を生かした特色ある教育活動を順次動画で配信し、地域内外へ大洗町の魅力・教育力をPRしてまいりたいと思います。

子どもたちに北海道洋上体験学習や様々な自然体験を提供するとともに、高校生会とも連携し、青少年の育成に努めます。

生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、地域クラブ活動の実施に向けた支援を進めます。

幅広い世代に対応した公民館講座の開催や自主サークル活動を支援し、学習機会の提供に努めます。

利用者が安心して利用できるよう、トヨペットスマイルホール大洗（町民会館）の舞台設備の改修を行います。

トヨペットエンジョイパーク大洗（運動公園）の改修を進め、施設の安全性の向上と利用促進を図ります。

国指定史跡である磯浜古墳群については、土地の公有化とあわせ、シンポジウムを開催することにより、史跡の価値を共有できるよう、継続したPRに努めてまいります。

幕末と明治の博物館において、展示品の材質等に配慮した照度設定ができるよう、照明改修を行います。

5つ目の柱、持続可能な行財政運営によるまちづくりについてであります。

私は就任以来、新たな事業の構築には、原資の確保を考えるという姿勢を一貫し、ネーミングラ

イツやデジタルサイネージの導入など、新たな財源確保に努めてまいりました。

これまで力を入れてきましたふるさと納税事業は、事業者の皆様方の知恵と挑戦によって生み出された返礼品の力に後押しされ、令和6年度、現時点で16億6,000万円を超えるなど順調に推移してまいりました。改めて、寄附をしてくださった全ての皆様と、返礼品の提供にご協力いただきました事業者様に、御礼を申し上げる次第であります。

既存公共施設については、将来を担う世代に負担を残さないためにも、その在り方について全町的な議論を重ねてまいりたいと思います。

令和7年度も中央省庁や茨城県への職員の派遣も行ってまいります。国・県の施策推進に携わり、政策立案能力や関係省庁との調整力等、職員としてのスキルの向上を図り、将来を担う人財の育成に努めてまいります。

これまで申し上げました施策の実施に向けた令和7年度当初予算についての一般会計と特別会計を合わせた総額は、166億6,691万7,000円、前年度比9.9%の増となっております。内訳といたしまして、一般会計107億3,500万円、前年度比13.2%の増、国民健康保険特別会計18億1,007万1,000円、前年度比1.9%の減、後期高齢者医療特別会計2億8,581万6,000円、前年度比0.8%の増、介護保険特別会計18億7,427万3,000円、前年度比4.6%の増、地方卸売市場事業特別会計934万1,000円、前年度比2.8%の増、公園墓地事業特別会計1,814万2,000円、前年度比0.6%の増、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計927万円、前年度比5.3%の増、水道事業会計8億7,141万4,000円、前年度比1.6%の減、下水道事業会計10億4,864万円、前年度比26.6%の増となっております。

以上、私が令和7年度の町政運営にかける想いと主要な取り組みについて述べさせていただきました。

全ての声に耳を傾け、小さな自治体の優位性であるスピード感を生かし、新しいまちづくりに果敢にチャレンジしてまいりたいと思います。

最後に、住民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○飯田議長 以上で、令和7年度施政方針に関する説明及び一般会計予算、特別会計予算の説明は終わりました。

質疑につきましては、明日3月4日の本会議にて行います。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第6、議案第12号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 議案第12号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第12号につきましては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、新たに条例を制定するものであります。

内容といたしましては、専門的知識や見識を有する者を一定期間活用し、また、一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事させる場合並びに育児・介護により職員が休業する場合に代替職員として期間を定めて職員を採用することができるようにするものであります。

以上、議案第12号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**飯田議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について質疑を行います。11番 坂本純治議員。

○**11番 坂本純治議員** 非常に斬新というよりは時代を見据えて非常に幅のある採用の仕方になってくるというふうに思っております。今までもですね、昔、議会で山梨の昭和町のほうに行った時も、5年間という限定でやはり職員を採用するということがあったり、または一番初めの頃やった、私の勉強会のなかで出てきたのはですね、上越市の市長さんが副市長制を各部長職の上に配置をして、そして更に短期で何年かという期限でやるわけですけども、非常にこれは功を奏してですね、やはりいろいろな形でこの新しい採用方法で、全国でもポツポツやり始めたというのは、この25年間の間でいろいろありました。

そこでちょっとお尋ねするのはですね、再任用に関して、ここに規定がちょっと書いてありました。例えば3年間の前であればということ書いてあるんですが、どのようなフローで再任用という形を考えられるのか、そのあたりのですね再任用に関してのお尋ねをしたいと思います。

例えば昭和町では5年間なら5年間というふうに決めて、その5年間が終わりましたら、もう再任用はないということを聞いておりましたけども、再任用に対しては別に妨げはなくてもよろしいんじゃないかとは思いますが、どのような人事採用フローを考えているのかお尋ねしたいと思います。

○**飯田議長** 清宮総務課長。

○**清宮総務課長** 議員のご質問にお答えいたします。

議員ご意見のように、今の行政の多様化ですとか、国際化ですとか、そういうものに対応するために期限を区切って、いわばスペシャリストを雇用するというような制度でございますけれども、特定月ですね、特定月任期採用職員、本当に高度な税理士ですとか弁護士さんですとかという方は5年を上限として採用ができると。その他にですね、通常の任期付採用職員につきましては、原則3年というのが原則論となつてございます。これを延長できるかと申しますと、5年を超えたら延

長ができません。3年を上限としている任期付の採用職員につきましては、事業のアクシデント、もしくは工期の遅れ等によってどうしても任期を延ばすのが必要だと認められる場合に、最高5年まで任期が延長できるというような制度になってございます。

ただ、この方がですね、じゃあ5年を超えた後に正職員になれるかということ、これは私どものですね採用試験を受け直していただかないと職員になれませんので、これはあくまでも提案理由にもございましたとおり、事業の期間ですとか町が目標としている事業を完結するに当たって期限を限定してそういう特別な能力のある方を採用するというような制度になってございますので、ご理解をいただきたいと思います。宜しくお願いします。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ご報告的なお話でしたので了解というよりは、もうそういう形だというふうにわかりました。

それとですね、いわゆる号級と呼んでいますけども、いわゆる給料表ですね。これはどのような形をとるのかというところ、1から4の号級がありまして、給料月額とありますけども、この形の取り方の基本算定はどのようなことを基準にしてこの金額を出されたのか。または、その経験年数や経験はない方が入った場合にはどういう形なのかという、そのあたりのですね、採用規定についてはどのようになっているかお尋ねします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

社会的にですね、本当に高度な知識を持った先ほど私申しました特定任期付職員につきましては、国の給与表がございまして、それを利用して給料表のほうは定められております。国のほうのですね、一般職の任期付任用職員の採用に係る給与の特例に関する法律に規定された給与表を使わせていただいております。これは4号ございまして、段階的に給与が定められていると。国が定めた給与表を使うと。一般の任期付任用職員につきましては、私どもと同じ給与表を使うというふうなルールになってございます。その職員ですね、我々の給与表のどこに該当するかというのは、その課の採用する職員が持っている例えば資格ですとか経験値ですとか、民間における実績ですとか、そういうものを勘案して私どもの給与表のどこに該当させるのかというのは議論をして決めたいという、採用時にですね、決めたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。ありがとうございました。

一つですね、このなかで、先ほどの提案説明のなかにあったようにですね、例えば産休で休んでいる方の代わりというお話もありましたけども、先ほどのちょっと昭和町の話をもう一度しますけども、昭和町はですね、確か子どもさん方を産み育てた35とかって、40ぐらいの方が、やはり5年間勤められるという、いわゆる新人ですね。そういうような方も入ってくる、そういう可能性はあると思うんですが、このあたりの含みを得た答弁で結構なんですが、どこまでどういう専門職なのか、それとも、そういう他で子どもさん方を育て上げた方が勤めるということを希望した時には

可能なかどうか、というのは、これはやはり少子化に関する問題もそこには含まれますので、そのあたりは今回の件を決めるにあたり、どのように考えられたのか、3回目ですからこれで終わりますけども、ご答弁お願いします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

じゃあどういうケースにですね代替職員が必要なのかというのは、言ってしまうとケースバイケースで判断していくほかないというふうには思っておりますけれども、職員がですね、育児休暇を長期に取るとか、介護休暇を取るよというのが明確に期間がわかっていて、その職員が抜けてしまえばちょっと業務に支障を生じるよというような案件があるんだとすれば、この制度を利用して期間を決めて、そういう免許、介護士さんとか保育士さんとかそういう免許を持った方をですね、期限を区切って雇用をしていくという制度でございますので、じゃあどういう人材が必要なのかというのは、その場、その場でどういう人材を必要としているかという状況によると思いますので、一概に〇〇士とか、どういう免許を持った方というのは、ここではちょっと申し上げられませんが、もし担当課においてですね、こういう事案が出た時にはですね、そういう方がもしいらっしゃるのであれば、期間を区切って採用できるというような制度でございますので、ある意味有効に活用していただくのも行政を効率的に回していく一つの案ではないかというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 清宮課長、すいません、短絡的なちょっと質問なるかもしれませんが、お尋ねください。アナログからデジタルになったところにパソコンを入れました。で、人員の確保はある程度できると、今の町長ではありませんが、前町長の時にありました。それを考えると、これ、特殊なきつと採用の仕方だと思うんだけど、幼稚園の保母さんとかなんかこれ特殊だから、これ入れないときつと生徒に対しての人数がきつと減ると思いますので、そういう採用になると思うんですが、役所の場合はね、人数ある程度確保されてて、人員の流動性的なものができるような気がするんですが、課長、その辺のそこはいかがですかね。

で、もう一つは、給料面だけど、先ほどいろんな議論をもってでという話がありましたけども、これ年齢のあれでも加味するのかな、2点だけちょっとお尋ねしますが、課長すいません、宜しくお願いします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、この制度は基本的には役所ですので、新規の学卒経験者の採用というのを基本にまわしているというのは当然のことでございますけれども、新規の採用職員というのは部門によってはですね、その技術を育成するには時間がかかるわけございまして、それで事業に追いつかないとか、そういう人材が必要だと、教育が追いつきませんという場合もあるのかなというふうに理解しているところでございます。

あとは、最大の利点と申しますか、民間人の方の活用を有効にできるというようなことは、この制度の一番良いところなのかなと。あとは、もし我々と同じ公務員を経験している方でもですね、例えば防災計画だの福祉の分野の計画を作るよなんていう時は、その経験をですね生かしたOBの方とかを短期的に採用するというようなことを考えられる制度でございます。

じゃあこの給与表に当てはめるのかと申しますと、先ほど申した特定が付く期限付きの職員につきましては、国の給与表に準じました表を使うというところでございます、この四つのうちどこに当たるのかというのは、その方が持っている資格ですとか経験値ですとか、そういうものを勘案してこれは、本人との協議もございましてしょうけども、決めていく制度だと認識しております。

また、一般のですね、任期付きの採用職員につきましてはですね、一般の我々とそんなに差が生じるような給与表のところには置けませんので、あくまでも一般職の我々と均衡を図れるような号級のところに位置付けたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、ありがとうございます。わかりました。今後の特別な採用ということで、十分に吟味してほしいなと思います。このような制度が賛成になればほしいなと思いますし、今後、いろんな部分でね、サービスもいろんな部分で今度多様化すると思いますが、せっかくパソコンを入れたので、そこら辺のとも、総務課長、宜しくほしいなと思いますし、人員の確保は十分にね、今のところ見れば大変で、人員がいなくて苦労していると思いますけども、今後とも宜しくほしいなと質問して終わりたいと思います。要望して終わります。宜しくお願いします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今、いろいろ質疑を伺ってですね、思ったところではありますが、この制度、こういう時に、こんな場合に活用できるだろうという、そういうことを今説明されましたが、現実的に大洗町が今この任期付職員を必要な状況にあるのかどうか、どっかの部署でこれが採用したいという、そういう考えを持っているのかまず伺います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、この条例案にですね、ご賛同がいただけるのであれば、もし必要であれば次年度からですね、もし要望があれば、その担当課との協議を進めてまいりたいと存じます。

今、仮にこの制度を利用し得る場合というものを今想像しますと、まず、DXを推進していただいている方がいらっしゃると思いますが、この方は非常勤の特別職というような位置付けで働いていただいていますけれども、もしこの制度があればですね、この制度を利用して活躍していただくという選択肢も、どちらが有効なのかはちょっと財政的な面も含めて検討が必要なかなと思いますけれども、あと、一般的に言われているのは、他市町村のなかで利用されているのは自衛隊のOBの方をですね、防災部門の仕事にですね、就いて、防災関係についてご指導いただいているという市町村なんかもあるようでございます。あとは弁護士さんとかですね、そういう方が実際、期限付き

で町の職員になるというのは、あまりちょっと現実的ではないのかなと思いますので、これは個々の町で進めていく事業というのは違いますので、また、必要とされている人材も違ってくるのかなというふうに思いますので、今、町でそういう必要性があるのかなのかといえ、まだ各課がですね、この制度をどうやって利用して有効的に活用していくのかというのは、各課の来年度以降のですね事業計画ですとかそういうものを勘案してこの制度を利用していただくのであれば、それは総務課としても検討をしてみたいと存じております。宜しくお願いします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 これが活用できるかどうかということで検討していただければと思うんですが、大洗高校に関わってこれを活用できないかなというふうに思ったんですね。大洗は、町は大洗高校に対してマーチングバンドの生徒のために寮を用意してね、その学校を応援するというようなそういうことを取り組んでいます。今、あの学校もなかなか入学者が少なくなってきた、進学率も考えれば当然少なくなってるんですけども、もうこのスペシャリストという高度な専門的な知識、経験を持ったこういう講師をですね採用して、特別な塾やってますけども、その進学に強烈にこの力を発揮できるようなそういう講師陣、塾の専門家、こういう方を町の職員として雇用して、それで5年計画を立てながら、あの大洗高校の進学率をぐんと上げると。で、大洗高校への子どもたちの進学が少ないその状況を、もっと改善するというようなことが可能ではないのかなというふうにこの提案した内容を読んで考えているところですが、こういうことはどうでしょうか、可能なかどうか。考えてなかったかもしれませんが、どうでしょうか、伺います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

理論上というか法的には可能な事業だと思いますが、先ほど申しましたとおり、その事業担当課でその一般財源を持った給与を支出するにあたって値する事業なのかどうかというところは検討する必要があると思います。制度的には可能だというふうに認識しております。宜しくお願いします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 可能だということですので、是非次年度からの取り組みの一つとしてですね、検討を進めていただければというふうに思います。終わります。

○飯田議長 ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号 大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第13号 大洗町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第13号 大洗町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第13号につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置する大洗町いじめ問題対策連絡協議会その他の附属機関の組織及び運営について、必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、大洗町いじめ問題対策連絡協議会、大洗町いじめ問題調査委員会および大洗町いじめ問題再調査委員会の設置、所掌事務、組織について規定するものであります。

また、大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に、いじめ問題対策連絡協議会委員、いじめ問題調査委員会委員およびいじめ問題再調査委員会委員を新たに追加するものであります。

以上、議案第13号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号 大洗町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号 大洗町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第14号 大洗町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第14号 大洗町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案議案第14号につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、宿泊費について、現在の市場価格を鑑み、都道府県や海外都市ごとに上限金額を設定し、上限付き実費支給とするとともに、交通費や宿泊費がセットされているパック旅行に対応するため、包括宿泊費を新設するものであります。

従来支給しておりました日当は廃止し、新たに宿泊手当を新設し、災害派遣等により転居を必要とする場合に費用を負担するものとして、転居費を新設いたします。

また、旅行代理店との契約により、直接払いを可能とするよう改正するものであります。

以上、議案第14号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号 大洗町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ちょっとさらっと前にも読みましたけども、ちょっと確認をしたいんですが、これの趣旨というものは何を大前提としてこの趣旨に、いわゆる人勧が出してきたのかという、そのところがちょっとよく、全部が理解できてないんで、簡単に結構ですから、提案理由のほかにもう少し、少し突っ込んだですね、この詳細を聞かせていただければと思います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、国家公務の旅費制度が見直されたことに伴いまして地方公共団体の旅費の規定も見直すというのがこの条例案の原点でございますけれども、まず前提とあるのはですね、旅費というのは費用弁償、実費は支給しなきゃいけないというところがございます。先ほど提案理由にもありましたとおり、旧規定とですね、現在の宿泊料等の市場価格を比べた場合ですね、著しくこれはもう差が生じてしまっているというのが、まず一点大きな改正のバックグラウンドとしてあるのかなと。あとは、例を挙げますと、特急料金なんか100キロを超えないと出ませんなんていうような規定がですね設けられていたわけで、これは今の時代に即したもののかなというような議論がなされているところがございます、少なくとも職員がですね職務で出張した場合ですね、職員の負担がないような、これは制度にしなきゃいけないというのがまず根底にあるところだというふうに認識しております。宜しく願いいたします。

○飯田議長 ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号 大洗町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決しました。

◎議案第15号ないし議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例および議案第17号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第15号につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告に鑑み、大洗町職員の給与を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、給料においては、若年層に重点を置き、給料表を平均3%引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ年間0.05月分、合計0.1カ月分引き上げるものであります。

また、扶養手当を段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、子どもに係る扶養手当を増額するとともに、地域手当を新設し、令和7年度においては2%といたします。

更には、管理職特別勤務手当の支給対象時間の拡大や定年前再任用短時間勤務職員への住居手当を支給可能とするよう改正するものでもあります。

次に、議案第16号につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を年間0.05カ月分引き上げるものであります。また、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費に関する規定を改正するものであります。

次に、議案第17号につきましては、一般職の常勤職員と同様に地域手当が支給可能となったことから、同様の措置を行うため改正するものであります。

また、給料表及び期末手当、勤勉手当の支給割合の改正につきましては、大洗町職員の給与に関する条例を引用しており、常勤職員と同様の取り扱いとするものであります。

以上、議案第15号から第17号の議案3件について一括して提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 15号でいいんですよね。そうですね。このなかで、ちょっとね読みづらいで、ちょっとお聞きます。

大体わかるんですが、どちらにしても人事院勧告ですので、そこに質問とかではなくてですね、どのように変わるかだけをちょっとお尋ねしたいのは、第20条第2項中というところの文が、ちょっとどのように読んでいいのかよくわからなくてですね、本当にこの条例っていうのは読み方によって多岐にわたって取れるようなものではないんですけども、ただ、私の国語力が弱いものですから、ここを何回読んでもちょっとよくわからないところがあるので、簡単にちょっとご説明していただければと思いまして質問をしたいと思います。お願いします。

○飯田議長 20条の第2項っていうところですよ。ちょっともう一回じゃあ坂本議員、もう一回お願いします。

○11番 坂本純治議員 いいですか。20条の第2項中、いわゆるその期末手当の基礎額ということの変更がですね、幾つか項目がありますけども、よくよくこう書いてったり何かしてみても、よく理解できないのは、最終的には1年を通してどういうふうに変化するのかって、そこだけで結構ですので、いわゆるその期末手当の6月であろうと12月であろうと勤勉であろうと、全部その割合がちょっと変わってずらしますよという形になってますので、そこは総額的にどのように変わっていくのか、そこだけで結構ですからお尋ねします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、この給与条例の改正案は、1条改正の部分と2条改正の部分というふうに分かれてというふうな構成になっておりまして、議員ご指摘のページでいうと33ページですか、の20条では、これは6年度分について調整をするということでございますので、6月分はもうそのまま支給してありますので、12月分の率を調整して引き上げ分を調整しているというような作りになってございまして、20条はまさしく6月分はそのまま、12月分で調整しますよというのが20条の趣旨でございます。

第2条改正によりますと、6月分と12月分は同じ率で半々になっておりますので、そういう調整を第2条でしているということですので、これは2段階の条例改正になっておりますので、なかなかこれ、条例の設計図としてはなかなか読みづらいところもございますけれども、第1条で6年度分の調整をして、第2条改正で7年度分の調整をしているというふうなご理解をいただけると、理解をしていただけるのかなというふうに存じますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。今までの人事院勧告って、ここまでのその複雑多岐にですね、6月、12月と分けなくて、いわゆるその年度として遡って全部1年間を変えてしまうというのが通常だったものですから、その辺の確認でした。終わります。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第17号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 櫻井重明議員。

○5番 櫻井重明議員 まずは地域手当というものについてご説明をいただきたいと思います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

地域手当とはですね、国家公務員の給与を決めるにあたりまして、その勤務地の物価に応じまして地域手当というものが支給されると。あとは、物価指数ですとか、その地域の賃金のベースですね、それによって率が変わってきて、支給されない都道府県もございますけれども、茨城県の場合はぎりぎり一番下のランクにはなりましたが、支給対象になると。これは厚生労働省が行っている賃金の統計資料によりまして、全国平均を100にした場合93ないと地域手当が支給できないというルールがございますので、茨城県はぎりぎり一番下のほうに引っかかった次第でございます。大洗町は4%を上限とするというふうなものでございまして、令和7年度につきましては激変緩和措置を講じまして2%の支給というふうなルールになってございます。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。地域手当についてはわかりました。

では、先ほどの15号から含めたやつなんですけども、この17号までで、一般会計のほうで増額13.2%増えているといったなかで、今回のこの15号から17号に当たる部分の増額部分というのは、かなりの割合を占めているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告によります一般会計の影響額というのは、6年度につきましては約5,300万円程度の増額を見込んでおります。地域手当が入るのは令和7年度から地域手当は支給されますので、地域手当の増額といたしましては2,300万程度の地域手当が支出するのかなというふうな試算をしております。これは2%で2,300万ですので、いずれ4%になった時は、ほぼ倍になるというふうなものですので、財政負担としては厳しいこの財政状況のなかでもかなりの負担になってくるのかなというのは、財政所管課等でも協議しているところでございますけれども、令和7年度につきましては、地域手当は2,300万程度を見込んでおります。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第18号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第18号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第18号につきましては、大洗町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴い、短時間勤務職員の勤務時間の上限を定めるものであります。

また、深夜勤務および時間外勤務の制限となる対象年齢を現行の3歳未満から小学校就学前までに対象を引き上げるとともに、仕事と介護の両立支援を行うため、利用しやすい環境を整備するよう改正を行うものでもあります。

以上、議案第18号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第18号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 確認事項としてですね、一つお願いしたいんですが、いわゆる介護両立支援制度ですか、これに関してですね、その介護という前提条件はどのようなものを介護とこのなかで任命権者は認定することができるのかをお尋ねしたいんですが。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

介護休暇の該当となりますのは、配偶者等ですね、父母も含みまして2週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障があるものにつきまして対象としているという規定になってございます。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ちょっともう一度、今では、ちょっと私のほうでは理解不足なんですが、例えば被介護者がどのような状況なのか、例えば介護認定が必要なのかとか、そういったもの、その介護という概念がどのように、そこで認定され、しっかりとした方なのかどうか、そこだけの問題ですね。いわゆる単なる介護度、何もなくても介護しますからで認定されるものではないと認識しますが、そのあたりはどのような制度になっているかをお尋ねしたわけでありまして。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

要介護者というふうになっておりますので、一般的には介護何級というような方が対象になるのかなというような認識でおります。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。いわゆる支援は入らない、介護だけということですね。今、介護認定がですね、非常になかなか介護認定を、昔のような形の認定方法が変わってきて、昔のように介護認定されない方がいる。でもしかし、そのなかには、やはり介護が必要だということがある前提があった場合にね、どのようになるかというのをお尋ねした次第です。制度ですから、これはこれで了解させていただきました。終わります。

○飯田議長 ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第18号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第19号 大好きです大洗基金条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 議案第19号 大好きです大洗基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第19号につきましては、大好きです大洗基金積立金を繰り替えて運用ができるよう、繰替運用の規定を追加するものであります。

以上、議案第19号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**飯田議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号 大好きです大洗基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
5番 櫻井議員。

○**5番 櫻井重明議員** まず簡単に、具体的に今できないことがどのようにできるようになるのかのご説明をいただければと思います。

○**飯田議長** 海老澤まちづくり推進課長。

○**海老澤まちづくり推進課長** それでは、繰替運用というのがどういうものなのかというところでご質問いただきましたのでお答えいたします。

資金不足がですね生じた場合に、いわゆるその一時借入れとかいろいろ方法あるんですけども、そのなかの一つに、基金に属するその現金を、いわゆる我々が使う歳計現金と呼ばれるものがありますけれども、歳入歳出に使う現金にですね、一時的に繰り替えて運用する制度でございます。以上です。

○**飯田議長** 米川会計課長。

○**米川会計管理者兼会計課長** 会計課のほうで簡単に説明させていただきます。

今、海老澤課長のおっしゃった歳計現金と言いますのは、各課で当然事業を行った、ものを購入したということで支払いの伝票が私どもに回ってきます。で、町として支払いをかけるんですけども、その口座というのはメインのお財布と考えていただきますと、予算上、年度間をもっては歳入歳出でイコールになりますので大丈夫なんですけれども、歳入が遅れて入ってくる場合がありますと、タイミング的に支払いがちょっと不安になる場合がございます。支払いがちょっと今のお財布のプールしてある現金を上回っちゃうとまずいんですけれども、そういう心配があった時に、それを未然に防ぐために一応基金のほうからですねお借りして、で、来年の出納整理期間にはまたお返しするということをしておりました。で、ここ2年におきましては、ふるさと納税のおかげをもちまして、その繰替運用はちょっと今、ぎりぎりやらなくても済んでいる状態でありますけれども、可能性としてそういうことがございますので、支払いのお金が足りなくなるのを未然に防ぐための策として基金をお借りすることが今までもございましたので、そういう対応のためということでございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。今までできたなら必要ないんじゃないですか、この新たな制度って。

○飯田議長 米川会計課長。

○米川会計管理者兼会計課長 基金のなかにはできるものとできないものがありました。で、今、この大好きです大洗の基金というのは、大きな額を預けておるというかですね、ある基金でありますので、まだ予算上、お認めいただいていないですけれども、今後、大きなお金が下水道事業もですね出てくる可能性もございますので、それには対応していただいたほうが会計課としても有り難いかなというふうには考えてございます。

○飯田議長 ほか。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 先ほどの課長からのご答弁で、お借りするという形になっています。これって、流用という形で、その後、例えばそこに戻すということが前提だということで認識したほうがよろしいんですか。それとも、この条例が施行されれば、そこにあるものは、例えば今言われたように、下水道事業のほうに変えたとして、戻す必要はないと理解するのか。

○飯田議長 米川課長。

○米川会計管理者兼会計課長 すいません、そこにつきましては、あくまでも基金からお借りしたお金は出納整理期間中に、また同額をお戻しするということで、一時的にお借りするという仕組みを使いますと、銀行からお借りするもんですから、金利だけでもちょっとかなりのものになりますので、内部で基金から借りて基金に戻すということで、同額を戻すという考えでございます。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号 大好きです大洗基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前11時を予定いたします。

(午前10時49分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 議案第20号 大洗町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第20号 大洗町保育所設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第20号につきましては、公立保育所に係る入所の要件を制限する条項を見直し、時勢に合ったものに改めるものであります。

改正の内容といたしましては、現行の精神疾患等を理由とした入所を制限する条項を見直し、原則として感染症など集団生活に影響を及ぼす疾患を有する者のみとする改正を行うものであります。

以上、議案第20号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第20号 大洗町保育所設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 障害を理由とする制限条項を見直して、今度の提案されたわけですが、これまでと同じ内容で感染症など、これが有する者は入所できないというふうになってますけれども、この感染症というのはどういう感染症を考えているんですか。一般的に感染症はね、おたふくとかインフルエンザとかね、そんなものも感染症ですけども、ここでの感染症とはどういう内容なのか伺います。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

こちら感染症という表記でございますけれども、こちら厚生労働省が作成しております保育所における感染症対策ガイドライン、また、学校保健安全法、こういったものに規定をされているものが基準となっております。

しかしながら、ベースになっているものが、今、議員からもお話があったようなもの、イメージをされているところなのかなと思うんですけども、なかなか新型コロナウイルスでありますとか、新たな感染症なども確認をされてくるような状況もございますので、少しそこは幅広に捉えているところでございますが、基本はそういうガイドラインにのっとりた形で対応してまいります。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 わかりました。この入所という言葉は、私、誤解してるのかもしれませんが、要するに入園を許可する、そういうものじゃなくって、現実に登園している子どもが急にそういう、例えばコロナになったと、おたふくになったと、そういう子どもは入所できないよという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 再度のご質問にお答えをいたします。

やはり集団生活でありますので、そういったところがまん延をしてしまうということが一番避けなければいけないということで、日常の保育のなかでもそういう形で対応すると、そういう表現でございます。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号 大洗町保育所設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第21号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第21号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第21号につきましては、本条例が参酌する国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得が不要となったことに伴い、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供に関して、家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、管理栄養士を追加するものであります。

以上、議案第21号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第22号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第22号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第22号につきましては、議案第20号と同様に、健康福祉センターの使用対象者を制限する条項を見直し、時勢に合ったものと改めるものであります。

改正内容といたしましては、現行の精神疾患を理由とした使用を制限する条項を見直し、「又は精神に障害があると認める者」の文言を削除するものであります。

以上、議案第22号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第22号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第23号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題と

たします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第23号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第23号につきましては、国民健康保険支払準備基金に積み立てることができる金額について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、基金に積み立てる金額を決算剰余金のほかにも積み立てをできるように追加して規定するものであります。

以上、議案第23号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第23号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 これまでの基金の積み立てにとらわれないといいますかね、何故今回このような改定案を提案されたのか伺います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 菊地議員のご質問にお答えいたします。

この国民健康保険の基金でございますが、国民健康保険の円滑な支払い及び財政の運営に資するために、国民健康保険支払準備基金として設置しております。

現行のですね基金の剰余金以外にもですね積み立てられるように改正するものでございまして、この後のですね補正予算の議案にも関連しておりますが、平成7年度に不足が見込まれる財源を令和6年度の補正予算により前もって基金に積み立てしまして、令和7年度の支出に備えられるようにするなど、政策的にもですね積み立てができるように改正するものでございます。以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 基金の積み立て、大体目安っていうのありますよね。この目安にとらわれないで基金を積み立てる、で、その基金は、その財源はどこから持ってくるのか伺います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 菊地議員の再度のご質問にお答えします。

こちらですね、今回のですね補正予算に関しましては、6,000万円ほど基金に積み立てることを提案させていただきたいと思いますが、こちらはですね、一般会計からのほうの繰り入れのほうを予定しております。以上でございます。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ということは、今の答弁を受けましてですね、いわゆるその繰り入れをね、

通常の繰り入れをもうやめなさいよと言われている制度の中で、基金という形をとって、その基金から流用ではないですけども基金のなかから使うという、いわゆる逃げ道という形になるんでしょうか。言葉のね。現実的な一般会計から出すということに関しては、何ら変更はないですね。その確認だけします。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 坂本議員のご質問にお答えします。

坂本議員のですねおっしゃるとおり、そのとおりでございまして、令和6年度のほうに一般会計からですね繰り入れしていただいて、7年度はその不足分というのは繰り入れしないという考えでございまして。以上でございます。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第24号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第24号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第24号につきましては、茨城県において盛土規制法における規制区域が令和7年4月1日から指定されることに伴い、茨城県残土条例の許可対象面積が5,000㎡以上から3,000㎡超に引き下げられるため、町条例の許可対象面積を3,000㎡以下に改正するものであります。

また、罰則規定について所要の改正を行うものであります。

以上、議案第24号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第24号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号 大洗町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第25号 大洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第25号 大洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第25号につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上区分を追加するものであります。

以上、議案第25号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号 大洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 一応〇Ｂとしての提言だと思いますけども、一時金もらっても、本当にこれ数十年やってて、僕も36年やりましたけども、後のあれがない。で、消防団員、今、非常に団員の不足ということで、昔は111万5,000人ぐらいいたんだけど、今全国で77,8万人か81万人ぐらいいしかきつとこないと思うんで、それを考えると、この退職報償金、何かに移行できないかなと。ということは、大体事業者とかなんかが多いんで、サラリーマンも入ってますけども、年金のほうにこれ移行できないかなって昔から僕思ってるんだけど、そういう制度を作っていただけると、ある程度人員の確保も、お金の問題はないと思うんだけど、そういうことは考えられないかなと思うんですが、いかがですかね。すいませんけども、宜しくお願いします。

○飯田議長 二階堂消防次長兼消防総務課長。

○二階堂消防次長兼消防総務課長 勝村議員のご質問にお答えいたします。

この退職報償金に関しまして、年金等への移行はできないかのご提案ですが、今回の法令改正につきましては、上位法の改正に伴うものでございまして、年金等への移行に関しましては、関係法令等を確認して、それが可能であるかというのを研究をさせていただきたいと思います。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 次長、すいません、ありがとうございます。いろいろね、あると思うんですけども、何十年も昔からずっと、明治時代からきっと消防団あると思うんですが、それを考えると、別なことを考えなきゃならない時代に来たかなと思ってますし、また一般質問、別な形でちょっと質問させていただきますけども、要望として宜しく願いしたいなと思います。すいません、今、こんななかにも消防団、何人かいますので、そういう制度も必要ではないかなと、今後、未来永劫に向けて、きっと消防団体なくなんないと思いますから、宜しく願いしたいなと思います。終わります。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 先ほどの答弁のなかで上位法とありました。いわゆるその非常勤としてね、その上位法のなかで、この消防という位置付けが、いわゆる今までの地域性からいろいろこう、先ほども人勧の問題がありました。そこで、通常の問題からして、その報酬の問題、また、危険手当の問題とか幾つかありますけども、そういったものも含めてその上位法というのは、何を根拠にそういう算定にしているか、今までその算定根拠等、私聞いたことないんですよ。決して高いものではない。半分ボランティア的なものがある。でも、時給に換算したら出勤した時の夜中の時間まで考えたら、結構な薄給ですね。このあたりは上位法としてどのようなその考え方を提示されているのかお尋ねしたいと思います。

○飯田議長 二階堂消防次長兼消防総務課長。

○二階堂消防次長兼消防総務課長 今回の私が申し上げました上位法ですが、これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令でございます。この部分に関しましては、あくまでその退職報償金に関する金額を取り決めたものでございます。この金額の根拠といいますか、そこにつきましては、特段説明というか示されてございませんでした。全体的に見ますと、より階級が上位のところの部分、また、20年以上、25年以上での上がり幅が大きいことを考えますと、より責任のある立場の方で長く勤めていただいた方の労苦に応えるための金額設定ではないかと考えております。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号 大洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第26号 大洗町営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第26号 大洗町営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第26号につきましては、近年の物価高騰や人件費等の維持管理費の増に伴い、町営テニスコートの利用料金を見直すものであります。

改正内容といたしましては、平日と土・日・祝日・ハイシーズンの利用料金に差を設けることができるよう、料金上限額を引き上げるとともに、興行・営利・宣伝を目的として利用する場合の料金を新たに設けるものであります。

以上、議案第26号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第26号 大洗町営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。4番 小野瀬とき子議員。

○4番 小野瀬とき子議員 今の町長のほうからの説明のなかに、平日と土日、ハイシーズンの差別化というお話もあったんですが、この内容の部分には、そういった明記が見られないんですけども、それに関してはどのように、お願いします。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 議員の質問にお答えいたします。

この表ですと、改正後の一律の表というか上限額しか書かれてないというふうになりますが、実際の運用に関しては、町の指定管理者のほうと協議をしてですね、このいわゆる上限額の範囲内でハイシーズン、あるいは土日、平日という料金の設定をしていきたいというふうに考えております。

周知の方法に関してはですね、指定管理者のほうのホームページのほうで公開をしていくと。問い合わせがあった時には、そちらで答えていただくというような運用になるかと思います。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうしますと、あくまでもこの表になっている金額が上限、土日、ハイシーズンの金額は、これが上限で行う。で、平日に関しては、これから指定管理者のほうと相談を

しながら内容等はホームページ等で載せるという今の答弁の理解でよろしいでしょうか。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 確認です。先日、全員協議会で今の話は出ましたので、いわゆるその条例という決めるものは、幅をね、条例では決められませんから、条例ではっきりと決めて、運用規定のなかでやっていくということで理解はしておりますからその問題ではないんですが、備考の欄です、先日ちょっと聞き忘れたんですけども、興行又は営利又は宣伝を目的としてという、これはどういったものを想定できるか、その想定範囲をお願いしたいと思います。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 備考欄に、興行、営利または宣伝を目的とした利用の場合のことを書かせていただいております。これまでですとですね、テニスコートを例えば映画とかテレビの撮影に使いたいというような相談があったというふうに聞いております。こういったものを想定しての備考欄の追加でございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。そういったことがあるんですか。例えばあったとして、それが営利目的なのか、コマーシャルとしての力がもっと強いかっていう判断は、そこにはあるんじゃないかと思うんですが、ただその金額として5乗ですから5倍ですよ、どのようにやっていくかっていうのは、今までではなかったんでしょ、あったんですか。先ほどの営利目的なのか、単なるコマーシャルなのか、その辺の違いはよくわかりませんが、ちょっともう一度お願いします。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 これまでもあったのかという点に関してはですね、何件かわかりませんが、年に1、2回相談があったというふうに聞いております。で、実際に撮影をしたということももあったというふうに聞いております。で、その際には、これまでは利用料金としての設定がなかったものですから、あくまでも営業補償という形でいただいていたというふうに聞いております。で、実際にその興行、営利または宣伝ということですけども、例えばドラマの撮影であったりですね、そういったものも営利に当たるだろうことでの料金をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号 大洗町営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり決しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第27号 大洗町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第27号 大洗町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第27号につきましては、下水道法施行令の一部改正により、環境基本法や水質汚濁防止法などの関係法令に基づく大腸菌群数に係る水質基準について大腸菌数に係る基準に変更されることから、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、下水道に接続する際に定められている除害施設等の排水基準について、大腸菌群数を大腸菌に改めるものであります。

以上、議案第27号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第27号 大洗町公共下水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 これも確認でしかないんですけども、いわゆるその大腸菌群から大腸菌にするという、文言の違いはわかるんですけども、これ、文言の違いって結構ね、実は大きい問題がここの中には含まれているんですけども、大腸菌群と大腸菌ってのは違うんですよ。いわゆる大腸菌O-157なんか大腸菌と言われても、大腸菌群に入るんですけども、このあたりはどのような制度改正のなかの言葉の違いなんでしょうか。お尋ねします。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

確かに大腸菌群と大腸菌では、全く語録が違っていて、これがですね、今回改定になった背景といたしましては、大腸菌に対してのバイオ技術が確立されてきて、より精度の高い大腸菌に対しての数を数えるといった基準に変更になったということが今回の改定につながっております。以上でございます。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 大体文言の違いや、行政の皆さんたちのやり方の違い、わかります。多分これ、意見出たんじゃないかと思えますね、その生物学というか、細菌学的には、ちょっと違いが結構大きいんで、いわゆる毒素のあるものか毒素のないものかって大事なことなんですけども、大

腸菌そのものっていうのは、いわゆるプラスになったら、もうどっちにしても全部が駄目だという前提条件がそこにあるんだろうと思うんですね。以上です。わかりました。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号 大洗町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第28号 大洗町立幼稚園設置条例を廃止する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第28号 大洗町立幼稚園設置条例を廃止する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第28号につきましては、令和6年度をもって大洗町立祝町幼稚園が閉園することに伴い、本条例を廃止するものであります。

また、大洗町立幼稚園保育料徴収条例につきましても、合わせて廃止するものであります。

更に、「大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表の幼稚園医、幼稚園歯科医および幼稚園薬剤師の職について削除するものであります。

以上、議案第28号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第28号 大洗町立幼稚園設置条例を廃止する条例について質疑を行います。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号 大洗町立幼稚園設置条例を廃止する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第29号 大洗町教育支援委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第29号 大洗町教育支援委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第29号につきましては、祝町幼稚園が閉園することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、教育支援委員会の構成委員及び委員数の見直しを行うものであります。

以上、議案第29号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号 大洗町教育支援委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号 大洗町教育支援委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第30号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第30号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第30号につきましては、大洗町営キャンプ場の管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2の第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、「株式会社大洗まちづくり専科・NPO法人大洗海の大学共同事業体」を引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

以上、議案第30号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について質疑を行います。11番 坂本議員

○11番 坂本純治議員 いわゆる指定管理者という制度は、行政ができないところを民間の力でということになりますけども、今回のこの大洗まちづくり専科株式会社、NPO法人大洗海の大学共同事業になってますけども、この内容そのものというものが比率としてどのような人間的な動き、人間的というか活動になっているのか、またはその会社としてのいわゆる規約があると思うんですけども、どのような比率、で、NPO法人とどのようなすみ分けというか、それともすみ分けもなく合同でやっているかって、よくこのあたりがですね、この3年間やられてどういうふうになってるか、今わかる範囲で結構ですからご報告いただきたいと思います。

○飯田議長 長谷川商工観光課長。

○長谷川商工観光課長 坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちら指定管理者につきましては、大洗まちづくり専科とNPO法人海の大学の共同事業体という形でっておりますが、指定管理以前の管理運営委託につきましては海の大学で行っていたところでございますが、令和4年度からですね指定管理制度を導入いたしまして、経営基盤といったところを支えていくといったことでまちづくり専科にも入っていただいて共同事業体で行っているという内容でございまして、お互いのその内容といいますかすみ分け的なところでございますけれども、現在はですね、主にキャンプ場の管理運営ですね、サービス等を含む管理運営につきましては、まちづくり専科のほう为主体となっていて行っているような状況でございまして、海の大学につきましては、これまでの蓄積がございますので、町内の事業者とキャンプ場を繋ぐ役割であったりですとか、あるいはアクティビティの提供とかそういったなかで海の大学も一緒になって行っているというようなことで行っております、お互い補完し合いながら行っている状況でございまして、引き続き令和7年度からも同様な形で行っていくというような状況でございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。ありがとうございます。取りあえず今のご報告のなかでは、うまく流れているというお話ですけど。内部の話なんかで、その辺のところのいわゆるNPOの今までのものとか、新たな株式会社とか、運営形態が違うわけですね、NPOといわゆる株式会社という。その問題というのは、我々が知っている範囲で齟齬があったのかないのかっていうのは、

ちょっとやはり疑問に思った時がありました。そのあたりは担当課としては、現在のところ何ら問題なく多分推移しているというふうに思っていると思うんですが、そのあたりの何かその内部の話というのは、確認はされているのでしょうか。そこだけお尋ねをして終わりたいと思います。

○飯田議長 長谷川商工観光課長。

○長谷川商工観光課長 再度のご質問にお答えいたします。

内部での運営についての確認といったところですが、当然ながらですね事業実績報告等々を出していただいて、私どもも事業の内容を確認、毎月の確認と、それから年度年度の確認ということで行わせていただいております。まちづくり専科とNPO法人海の大学といったところでは、スタッフ等でもですね被っている部分も当然ございまして、そういったなかでお互いにですね協力して行われているという判断をしておるところでございますので、順調にお互いですね、共同事業体として運営が行われているというふうに判断しているところでございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。ありがとうございます。私も前向きに受け止めてはおります。一つだけ、いわゆるこの共同事業体の一番難しいところは、どのぐらいの発言権で、1対1なのか、いわゆるその全体的な活動内容ですね、そのあたりの比率、本来であれば株式会社であれば50%・50%ってできますけども、違う行政体が一緒になるということは、そのあたりの比率っていうのがわからない。いわゆるその人的なものだけでやってるのか、そのあたりはどのようになっているかだけで、3回目ですから終わりますけども。

○飯田議長 長谷川商工観光課長。

○長谷川商工観光課長 再度のご質問でございます。

先ほども申し上げましたけれども、主に経営の部分ですね、そういったところについてはまちづくり専科が主体となって行っているということでございますので、事業の経営の中身についてはまちづくり専科主体となって行っているというような比率というふうに理解しております。また、そういった体験事業ですとか、そういったところについて海の大学も積極的に関わって行っているということです。実質的な比率というのは、内部というか共同事業体のほうになりますので、詳細まで把握しているわけではありませんけれども、そういったすみ分けで事業を行っているというような認識でございます。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり決しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第31号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、議題いたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第31号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第31号につきましては、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、規約を変更するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第31号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第31号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり決しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第7、議案第32号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第9号）を議題いたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第32号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和6年度大洗町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ7億9,329万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億4,056万3,000円とするものであります。

また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定するとともに、既定の地方債を変更するものであります。

まず、5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費につきましては、工事材料の調達に時間を要するなど年度内の完了が困難となる見通しとなった事業や、今回の補正予算に追加計上しております国の補正予算に基づく事業など、14の事業について翌年度に予算を繰り越して使用できるよう措置するものであります。

続きまして6ページをご覧ください。

第3表地方債補正についてご説明いたします。

道路整備事業債につきましては、繰越明許費および今回の補正予算に計上しておりますが、町道整備事業の財源といたしまして620万円追加するものであります。

学校教育施設整備事業債につきましても、繰越明許費および今回の補正予算に計上しておりますが、第一中学校空調設備改修事業の財源といたしまして1億1,530万円を追加するものでございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定により、240万円減額するものであります。

水道事業出資債につきましては、繰越明許費および今回の補正予算に計上しておりますが、水道事業会計において、国の補正予算に基づき実施する配水本管改良工事等の財源といたしまして3億9,310万円追加するものでございます。

続きまして歳出の主なものについてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

歳出補正の全般的な内容といたしましては、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。

また、議会費をはじめ各款に共通する給料と職員手当等の人件費につきましては、制度改正等による最終調整でありますので、以下、省略してご説明申し上げます。また、単なる財源振替や事業費の一般的な確定減等についても、政策的余地がないことから説明を省略させていただきたいと思っております。

13ページ、中ほどをご覧ください。

2款総務費の減債基金費につきましては、国の補正予算により追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費分として交付された3,346万6,000円を減債基金へ積み立てるものでございます。

15ページの上段をご覧ください。

3款民生費の障害者福祉費および老人福祉費につきましては、それぞれ給付費の実績見込みによ

り、自立支援給付費が3,200万円、養護老人ホーム等入所者保護措置費が237万円をそれぞれ追加計上するものでございます。

国民健康保険繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の人件費の最終調整及び、令和6年度当初予算で見込んでいた県からの貸付金の減少分と、令和7年度で財源不足が見込まれる分を基金へ積み立てる財源として、合わせまして9,056万7,000円を繰出金として追加計上するものでございます。

介護保険事業費につきましては、人件費の最終調整および給付費の増分を繰出金として1,126万2,000円を追加計上するものでございます。

次に、16ページ、中ほどをご覧ください。

児童措置費の子どものための教育・保育給付負担金につきましては、公定価格の改定による給付費の増として3,155万8,000円を追加計上するものでございます。

17ページ、中ほどをご覧ください。

4款衛生費の水道事業費につきましては、繰越明許費にもございますが、水道事業会計において、国の補正予算に基づき実施する配水本管改良工事等の財源として水道事業会計補助金3億9,310万円を追加計上するものでございます。

次に、19ページ、下の段をご覧ください。

8款土木費の道路新設改良費につきましては、繰越明許費および地方債補正にもございますが、国の補正予算により事業費の増額が認められたため、工事請負費1,237万4,000円を追加計上するものでございます。

続いて、20ページをご覧ください。

下の段の学校財産管理費につきましては、繰越明許費および地方債補正にもございますが、国の補正予算により事業費が認められたため、第一中学校校舎空調設備改修に伴う委託料122万1,000円、工事請負費1億3,768万7,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、21ページ、中ほどの教育振興費につきましては、中学校用教科書の改訂に伴い、新年度から新たな教師用指導書が必要となることから、その購入費用593万8,000円を追加計上するものでございます。

続いて、7ページへお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、増額分として、地方特例交付金455万2,000円、地方交付税1億2,099万円、国庫支出金8,138万1,000円、県支出金1,894万6,000円、寄附金133万9,000円、繰越金1億7,204万1,000円、諸収入789万2,000円、町債5億1,220万円を追加し、減額分として、繰入金1億2,604万5,000円を計上し、歳入歳出それぞれ7億9,329万6,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第32号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第9号）の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう

お願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第32号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第9号）について質疑を行います。
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は12時5分を予定いたします。

（午前 11 時 54 分）

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 05 分）

◎議案第33号ないし議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第33号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第34号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第35号 令和6年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第37号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第33号から議案第37号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

一般会計と同じく特別会計におきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。また、給料と職員手当等の人件費につきましても、一般会計と同様に制度改正等による最終調整であります。

はじめに、議案第33号をご覧ください。

令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,158万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を19億1,041万4,000円とするものであります。

5ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費一般管理費につきましては、一般会計と同じく制度改正等による人件費の最終調整でございます。

6款基金積立金につきましては、国保財政の安定運営に資するため、一般会計からの繰入金を主な財源に、国民健康保険支払準備基金に積み立てるため、6,047万円を追加計上するものでございます。

7款諸支出金の償還金につきましては、令和5年度保険者努力支援交付金の額の確定により54万7,000円を追加計上するものでございます。

2ページ、上の段をご覧ください。

歳入についてご説明させていただきます。

10款町債の県からの財政安定化基金貸付金について、借入れ限度額を算定した結果、3,000万円減少する見込みとなり、また、歳出の基金積立金6,047万円の財源を賄うため、7款繰入金の一般会計繰入金9,056万7,000円、8款繰越金の前年度繰越金101万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして議案第34号をご覧ください。

令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,087万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,824万4,000円とするものであります。

8ページ、上段をご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費の一般管理費および認定調査費につきましては、一般会計と同じく制度改正等による人件費の最終調整でございます。

下の段、2款保険給付費の介護サービス給付費から10ページ、上段の地域支援事業費、介護予防ケアマネジメント事業費まで、それぞれ介護給付費の実績見込みにより、増減調整するものでございます。

5款基金積立金につきましては、令和5年度決算で生じた繰越金を介護給付費準備基金に積み立てるため、93万9,000円を追加計上するものでございます。

4ページへお戻りください。

上の段、歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、保険料を481万3,000円減額し、増額分として国庫支出金1,643万7,000円、支払基金交付金2,119万1,000円、県支出金1,299万6,000円、繰入金3,412万6,000円、繰越金93万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,087万6,000円を追加補正するものでございます。

続きまして議案第35号をご覧ください。

令和6年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,218万7,000円とするものでございます。

4ページ、下の段、ご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

墓地建設改良等準備基金費につきましては、令和5年度決算による繰越金を基金へ積み立てるため、416万1,000円を追加計上するものでございます。

上の段、歳入をご覧ください。

これらの歳出を賄う財源といたしましては、繰越金416万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ416万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして議案第36号をご覧ください。

令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出の予定額について43万5,000円を追加し、支出の水道事業費用の予定額を6億5,946万8,000円とするものであります。

また、資本的収入および支出について、資本的収入の予定額を12億9,040万円を追加し、補正後の予定額を16億2,233万7,000円とし、資本的支出の予定額を13億3,892万7,000円追加し、補正後の予定額を17億8,487万6,000円とするものであります。

また、既定の地方債に5億420万円追加し、8億2,220万円とするものであります。

次に、2ページをご覧ください。

収益的支出および資本的収入支出の人件費につきましては、一般会計と同じく、制度改正等による最終調整でございます。

次に、3ページをご覧ください。

下の段、資本的支出につきましては、先の議案にもございましたが、配水本管改良工事等におきまして、国の補正予算により事業費が認められたことから、委託料2,286万9,000円、工事請負費13億1,595万2,000円を追加計上するものでございます。

上の段の収入をご覧ください。

支出を賄う財源といたしまして、企業債5億420万円、国庫補助金3億9,310万円、他会計補助金3億9,310万円を追加計上するものでございます。

続きまして議案第37号をご覧ください。

令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出について、下水道事業費用の予定額を20万4,000円減額し、補正後の予定額を4億4,420万5,000円とするものであります。

また、資本的支出の予定額につきましては、27万1,000円追加し、補正後の予定額を3億8,427万7,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

収益的支出および資本的支出ともに、一般会計と同じく、人件費の制度改正による増減調整によるものでございます。

以上、議案第33号から議案第37号まで一括して提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第33号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第34号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第35号 令和6年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 令和6年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第36号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第36号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第37号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号 令和6年度大洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第8、議案第38号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負契約変更の締結について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第38号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負変更契約変更の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年9月10日に議決を経て現在工事を進めております6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事の請負変更契約を締結するものでございます。

変更の内容といたしましては、契約の相手方より完全週休2日制の希望があったことから、大洗町完全週休2日制促進工事实施要領に基づき変更契約を行うものであり、当初、株式会社田口工務店と7,227万円の請負契約を締結した契約額に213万4,000円増額した7,440万4,000円に変更するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第38号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第38号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負変更契約の締結について質疑を行います。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この完全週休2日制の希望が相手側からあったということで、この完全週休2日制というのは公共事業なんかはもう当たり前のように、もう何年も前からやられてたと思うんですね。それなのに、それを度外視してっていうか、そういうことを踏まえないで契約をしたという、これお互いにこの週休2日制に対する認識ってというのは問題があったんじゃないかというふうに思いますが、これはどういうふうに受け止めているんでしょうか。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

実際ですね、請負業者より大洗町の完全週休2日制促進工事実施要領に基づいてということで申し出がありました。大洗町におきましては、今現在、受注者希望型、受注者を選ぶですね、こちらから最初から完全週休2日制を設計に盛り込むというようなやり方ではなくて、選択できるという要領になっております。こちらにつきましては、令和5年4月1日の入札公告指名通知等からですね、その工事から適用されているというものでございます。以上です。

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第38号 6国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負変更契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第9、議案第39号 町道路線の廃止及び認定について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第39号 町道路線の廃止及び認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、こどもの城跡地脇の道路が県から町に移管されたことに伴い、町道を廃止し新たに認定するもの、また、鉾田大洗広域事務組合の新ごみ処理施設建設に伴い、新たに整備された道路を町道認定するものであり、道路法第10条第3項および第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第39号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第39号 町道路線の廃止及び認定について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第39号 町道路線の廃止及び認定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第10、同意第1号 大洗町副町長の選任を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 同意第1号 大洗町副町長の選任について提案理由をご説明申し上げます。

早いもので4年経ちました。

本案につきましては、関 清一氏を引き続き大洗町副町長として選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4年となっております。

ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号 大洗町副町長の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、原案のとおり決しました。

◎同意第2号および同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第3号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 同意第2号および同意第3号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由をご説明いたします。

本案につきましては関根正治氏と稲見 郷氏の2名を大洗町固定資産評価審査委員会委員として選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は3年となっております。

ご同意のほどよろしくお願いいたします。

なお、関根正治氏は、令和4年3月25日から、1期3年お務めいただきました。

また、稲見 郷氏も、令和4年4月15日から、1期3年お務めいただいたものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第3号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎同意第4号ないし同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、同意第4号から同意第11号まで、大洗町農業委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 同意第4号から同意第11号までの大洗町農業委員会委員の任命についての提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、同意第4号「和田淳也氏」、同意第5号「勝村勝一氏」、同意第6号「米川政宏氏」、同意第7号「今村和章氏」、同意第8号「大貫善之氏」、同意第9号「藤沼洋一氏」、同意第10号「小沼正男氏」、同意第11号「深作勝久氏」の8名を農業委員に任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっております。

以上、同意第4号から同意第11号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、同意第4号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、10番 勝村勝一議員の退席を求めます。

〔10番 勝村勝一議員 退席〕

○飯田議長 お諮りいたします。同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決しました。

勝村勝一議員の退席を解きます。

〔10番 勝村勝一議員 復席〕

○飯田議長 勝村勝一議員に、原案のとおり同意しましたので報告いたします。

これより同意第6号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第6号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第7号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、9番 今村和章議員の退席を求めます。

〔9番 今村和章議員 退席〕

○飯田議長 お諮りいたします。同意第7号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

今村和章議員の退席を解きます。

〔9番 今村和章議員 復席〕

○飯田議長 今村和章議員に、原案のとおり同意しましたので報告いたします。

続きまして、同意第8号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第8号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第9号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第9号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第10号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、8番 小沼正男議員の退席を求めます。

〔8番 小沼正男議員 退席〕

○飯田議長 お諮りいたします。同意第10号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第10号は、原案のとおり同意することに決しました。

小沼正男議員の退席を解きます。

〔8番 小沼正男議員 復席〕

○飯田議長 小沼正男議員に、原案のとおり同意しましたので報告いたします。

続きまして、同意第11号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第11号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第11号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第11、諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、米川政宏氏を大洗町人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は3年となっております。

米川政宏氏は、任期満了に伴い、再任委員として4期12年お務めいただきましたが、改めて推薦をするものであります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決しました。

◎選挙第1号の上程

○飯田議長 日程第12、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員の選挙につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、大洗町議会議員より1名を選出いたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきまして、議長において指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、7番 柴田佑美子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました柴田佑美子議員を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました柴田佑美子議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました柴田佑美子議員に本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎発議第1号および発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第13、発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則、発議第2号 大洗町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。3番 関根健輔議員。

〔3番 関根健輔議員 登壇〕

○3番 関根健輔議員 それでは、発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則、発議第2号 大洗町議会傍聴規則の一部を改正する規則につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、近年、議会における情報通信技術の進展や社会情勢の変化に伴い、議会運営の効率化や透明性の向上が求められております。

大洗町議会においては、令和5年第1回議会定例会より、試験的な運用として、情報通信端末機器の使用をしておりました。

発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則においては、会議に出席する者が情報通信端末機器を正式に使用できることとあわせ、適正な使用方法を明記することで、議会の円滑な進行や出席者全員が議事に集中できる環境を整えます。

また、これにより、議会の議論がより活発になり、効率的な運営が実現されることが期待されます。

次に、発議第2号 大洗町議会傍聴規則の一部を改正する規則につきましては、傍聴券の交付を簡素化し、傍聴者がよりスムーズに議会に参加できるようにすることで、地域住民の議会への関心を高め、参加意識を促進することが期待されます。加えて議場内の秩序を守るため、より明確な基準を設けました。また、時代の経過とともに、一般的には使用されなくなったり語句や現状にそぐわない条項を整理することで、快適に議会を傍聴できる環境を整えます。

以上により提案いたします。

令和7年3月3日 提出者 大洗町議会議員 関根 健輔

賛成者 飯田英樹 石山 淳 菊地昇悦 坂本純治 勝村勝一 今村和章

小沼正男 柴田佑美子 伊藤 豊 櫻井重明 小野瀬とき子

議員各位におかれましては、本議案に対し、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決しました。

続きまして、発議第2号 大洗町議会傍聴規則の一部を改正する規則について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 大洗町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり決しました。

◎報告第1号の上程、報告

○飯田議長 日程第14、報告第1号 令和7年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、説明を求めます。関清一副町長。

〔関 清一副町長 登壇〕

○副町長（関 清一君） 報告第1号 令和7年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、ご

説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

令和7年度の事業計画についてでございます。

1、土地取得事業につきましては、現段階で新たな用地取得の予定はございませんが、町から先行取得等を求められた場合に適切に対応してまいります。

2、保有土地の処分ですが、五反田等の保有地の処分を進めてまいります。

3、保有土地の管理並びに付帯する事業につきましては、保有地の草刈り等の維持管理を実施をいたしてまいります。

2ページにお進みください。

令和7年度の資金計画の表は、前年度決算見込額と本年度の予算額とを対比する形でお示しをしております。

表中の予算額につきましては、4ページ以降の予算説明書にてご説明申し上げます。

なお、受入資金および支払資金の合計は、それぞれ3,305万4,000円となっております。

3ページにお進みください。

令和7年度の会計予算についてでございます。

収入支出については、4ページ以降の予算説明書にてご説明申し上げますが、下段、第3条の一時借入金については、限度額を5,000万円と定めるものがございます。

4ページをご覧ください。

収入の部の1款事業収益については、公有地取得事業収益の科目設定のため、1,000円を計上しております。

他に、2款事業外収益として、受取利息6万円と雑収益1,000円を、3款借入金として1,000円を、4款繰越金として3,299万1,000円を、それぞれ計上しております。

以上、収入合計は、3,305万4,000円でございます。

5ページをご覧ください。

支出の部の1款事業費の公有地取得費については、科目設定のため、取得費、補償費、それぞれ1,000円を計上しております。

2款販売費及び一般管理費は、保有土地の維持管理費、振込手数料、法人税等として、21万5,000円を計上しております。

3款事業外費用は、支払利息等として2,000円を、4款借入金償還金は、科目設定のため1,000円を計上しております。

また、5款予備費は、3,283万4,000円を計上しております。

以上、支出合計は、収入合計と同額の3,305万4,000円でございます。

なお、新たに用地代行買収など、町からの要請、協力依頼によりましては、事業計画の変更や予算の補正がありますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号 令和7年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○飯田議長 以上、報告のとおりであります。

◎寄附の受入れについて

○飯田議長 日程第15、寄附の受入れについて報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 有り難いご寄附をいただきましたので報告をさせていただきます。

龍ヶ崎市、株式会社ニューライフ 代表取締役 野村達夫さんから50万円、水戸市、有限会社水戸建築補償コンサルタント 代表取締役 高山 真さんから10万円、それぞれ第2期海の街大洗創生推進プロジェクトの一助としてということでご寄附を頂戴いたしました。

寄附者の思いをしっかりと受け止めて、私ども大切に活用させていただきたいと思います。

以上です。

○飯田議長 以上で、寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月4日午後9時30分から、施政方針並びに新年度予算に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後0時46分

